

◎新潟県告示第167号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和7年2月28日

新潟県知事 花 角 英 世

登録番号	15011	登録年月日	平成15年7月11日
登録検査機関の名称	有限会社新潟米チェックサービス		
代表者氏名	代表取締役 五十嵐 康之		
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市東区御新町一丁目842番地27		
登録の区分	品位等検査		
農産物の種類	国内産玄米		
農産物検査を行う区域	農 産 物 検 査 員		成 分 検 査 業 務 受 委 託 先
	氏 名	農産物の種類	受 委 託 の 登 録 検 査 機 関 の 名 称
新潟県	熊谷 崇	玄米	証 明 書 番 号
			代 表 者 氏 名
			主 たる 事 務 所 の 所 在 地
備 考	略称『(有)新潟米チェックサービス』 令和7年2月28日 農産物検査員1名の新規登録。検査員合計19名。		